

《論説》

コンスタンツ公会議（1414-1418年）における 「うわさ」と「公共圏」

服部 良久

はじめに

最初の全欧規模の集会であったコンスタンツ公会議は、イニシアティブをとったドイツ王ジギスムントと教皇ヨハネス 23 世をはじめ、諸侯、各国王使節、都市代表など俗人も多数出席した異例の公会議であり、誓約による登録参加者約 2300 人、その他の聖職者、学識者、学生、人文主義者、見物人、商人、娼婦などを含めて延べ数万人が 3 年半の間に来訪、滞在した¹。会議の公式の課題は、教会統一（シスマ解消）、信仰（フス問題）、教会改革であった。バーゼル公会議（1431-1449 年）と並ぶこの公会議については、H・フィンケ編「コンスタンツ公会議文書集」4 巻の他、豊富な挿絵入りのウルリヒ・リッヘンタール「コンスタンツ公会議年代記」など同時代に成立した叙述史料の刊行も進み、多数の先行研究がある。神学や教会史的な視点が強かった 19 世紀以来の研究に対し、2014 年の 600 周年記念研究集会とその成果刊行書など近年の研究は、「転回」以後の史料論、コミュニケーションや都市空間の儀礼など、多様なアプローチを示している²。

本稿では公会議の組織制度（手続き、協議・評決単位としてのナチオ）、教会史的問題（公会議主義）、新教皇の選挙に至る経過など、従来の研究の主要な論点には立ち入らず、コンスタンツ公会議の内外における多様なコミュニケーションのネットワークを、「公共圏」（公共性の空間）として読み解くことを試みる。既に別稿で論じたように中世の「公共圏」とは、理性的な討議的コミュニケーションにより成立する権力から自立した「市民的公共圏」（ハーバーマス）とは異なり、権力者、政治エリート、民衆の、言語、非言語メディアによるインタラクティブなコミュニケーションの空間を意味する。中世後期には王、皇帝と教皇の争い、王の破門、或いは王、有力諸侯の紛争など緊迫した政治状況において、当事者のプロパガンダ合戦、関係者のオーラル、リテラルな公開の論争が社会の興奮をも呼び起こし、風聞やうわさが「公論（世論）」とも呼びうる言説空間を一時的にせよ現出させ

¹ Buck, Th. M., *Und wie vil herren dar koment, sy wärind gaistlich oder sy wäremd weltlich*. Zu den Namen- und Teilnehmerlisten der Konstanzer Konzilschronik Ulrich Richentials, in: Signori, G. / Studt, B. (Hg.), *Das Konstanzer Konzil als europäisches Ereignis. Begegnungen, Medien und Rituale*, Ostfildern 2014, S. 316-323.

² 記念論集は Müller, H. / Helmrath, J. (Hg.), *Die Konzilien von Pisa (1409), Konstanz (1414-1418) und Basel (1430-1449). Institution und Personen*, Ostfildern 2007; Signori, G. / Studt, B. (Hg.), a.a.O. 展示会のカタログと論集は *Das Konstanzer Konzil, Katalog und Essays*, Darmstadt 2014. テキスト・言説として公会議を再解釈する試みとして、Rathmann, Th., *Geschehen und Geschichten des Konstanzer Konzils. Chronik, Briefe, Lieder und Sprüche als Konstituenten eines Ereignisses*, München 2000. 主要な刊行史料として *Acta Concilii Constanciensis*, 4 Bde., hersg. von Finke, H., Münster 1896-1928, ND 1976-1982 (以下 ACC と略記); *Chronik des Konstanzer Konzils 1414-1418 von Ulrich Richental*, hersg. von Buck, Th. M., Ostfildern 2010; *Ulrich Richental, Das Konzil zu Konstanz MCDXIV-MCDXVIII*, 2 Bde., Faksimileausgabe, Kommentar und Text, hersg. von Feger, O., Starnberg / Konstanz 1964.

た。支配権力もこのような「社会の声」を無視できず、むしろその戦略的利用を試みた。この意味での「世論」を生み出し、共有するコミュニケーション空間としての「公共圏」は、コンスタンツ公会議の進行においてどのような意味を持ったのだろうか。こうした視点からコンスタンツ公会議を考察するためのひとつの手掛かりとして、本稿では公会議史料のうち、教皇ヨハネス 23 世の罷免のための手続きに関する史料を取り上げ、そこに現れる「うわさ」の役割に注目し、今後の研究の可能性を考えてみたい³。

うわさ (fama 風評、評判) は多くの場合出所不明であり、半ば隠れた流通回路を経て広がり、随所でオープンになる。うわさが人々の伝聞により、ときには尾鰭が付され、流布するのは、うわさが人々の関心を引き、共感を得、また想像をかき立てるからである。その意味でうわさというオーラル・メディアが語るのは「社会の声 publica vox」であり、「世論」、「公共圏」を構成するポテンシャルを有した。他方、権力者にとって古来、うわさを阻止、コントロールすることは困難だったが、状況に応じて権力はこれを正当性の強化と安定化の手段とすることも可能であった。しかし流動するインフォーマルな言説を政治のオフィシャルな手段とするには、何らかの手続き、処理が必要である。また、このうわさの政治過程への「取り込み」は、視点を変えれば、社会の声、公論が政治に影響を与えることをも意味する。15 世紀の公会議における最重要課題であった教会統一(シスマの解消)の過程では、このようなうわさのコミュニケーション空間(ネット)と教会政治のインタラクションが現れる。以下では、このプロセスを垣間見させる史料により、その一端を示してみたい⁴。

1 公会議における教皇ヨハネス 23 世の告発と証言

周知のようにピサ公会議(1409年)は結果的に3教皇鼎立という事態を招いたが、既にこの公会議の周辺で流布した風刺作品には、「真実を告げ、苦情を呈するうわさ fama veridica et clamorosa」として、ローマ、アヴィニョンの教皇の犯罪的行為を非難し罷免を要求する「世界 mundus」の訴えが現れる⁵。こうした大衆メディア的作品や論争文書に描かれた、うわさが導くフィクションとしての教皇告発と裁判は、コンスタンツ公会議において現実となるのである。

(3教皇の)退位によるシスマ解消 via concessionis が確認され、コンスタンツ公会議に出席した唯一の教皇(ピサ公会議選出のアレクサンダー5世の後継者)であるヨハネス 23世は、アヴィニョンのベネディクトゥス 13世、ローマのグレゴリウス 12世の退位を条件

³ 中世の「公共圏 Öffentlichkeit, public sphere, espace public」をめぐる近年の議論については拙稿「ヨーロッパ中世史における『公共圏』論の射程」『鷹陵史学』47、2021年を参照。

⁴ 中世後期の政治的コミュニケーションにおけるうわさの利用については、前掲拙稿、65-71頁を参照。

⁵ Mierau, H. J., Fama als Mittel zur Herstellung von Öffentlichkeit und Gemeinwohl in der Zeit des Konziliarismus, in: Kintzinger, M. / Schneidmüller, B. (Hg.), *Politische Öffentlichkeit im Spätmittelalter*, Ostfildern 2011, S. 250-256.

に一旦は退位を表明したが、ベネディクトゥスが退位を拒否したこともあり（グレゴリウス 12 世は退位表明）、自身の不利と安全を危惧し、1415 年 3 月 20 日夜半にコンスタンツから密かに逃亡した。教皇不在の公会議はドイツ王ジギスムントの保護・支援の下、4 月 6 日の決議 *Haec sancta* によりその権力を直接神から得た公会議の、教皇を含めた全キリスト教徒に対する優位を主張し、公会議の妨害を企てたヨハネスに対する罷免訴訟を開始する。無謬とされてきた教皇を断罪する手続き規定はなく、公会議は教皇ヨハネスの不法、不適格の立証のために、5 月 13～23 日の間に証言聴取を行った。予め公会議の委員会でヨハネスに対する 70 の告発項目が文書にされ、枢機卿、高位聖職者等よりなる調査委員会が 2～3 人ずつグループで告発項目にそって証言聴取を行い、顕名、匿名の 6 人の公証人（公会議書記）が証言記録を作成した。調査委員グループのメンバー構成は日ごとに入れ替わり、複数のグループが同じ日に並行して証言聴取を行い、公証人はこうした不規則な委員会における証言を速記し、浄書した。「コンスタンツ公会議文書集」第 4 巻に収録の証言記録は、各公証人の複数日にわたる記録文書をまとめたものであり、従って証言の日付は前後する⁶。同じ公会議文書集の第 3 巻に収録された「ヨハネス 23 世に対する告発項目と証言」は、70 の告発項目ごとにそれぞれを立証する証言内容のポイントを要約した文書である⁷。これらの記録に基づき作成された、公会議での公開（朗読）用の公式文書では 54 の告発項目のみに短縮されているが、この文書については後述する⁸。

証言記録から確認できる 38 人の証言者は、枢機卿、司教、教皇（庁）の書記や印璽管理官（勅書作成官）などの文書局役人、聴取官（auditor = 教皇の委任裁判官）、教会法学者、聖堂参事会員、騎士修道会幹部、その他の聖職者であり、その名前、身分・職階、年齢が記されている。彼等の多くは職務上、教皇の言動、素行に関する直接、間接の情報を得る機会を持ち、また自身の見聞以外にも各地で人々の語るうわさに接していた。彼等は調査委員会による証言聴取において、告発項目に挙げられた教皇の悪行を「真実 *verum esse*」と認める根拠として、自身の経験や知人からの伝聞に、そしてより頻繁には周知、うわさ、おおよけの語り（声）*notorietas, fama, vox publica* に言及し、公証人はこれをほぼそのまま記録した⁹。当然ながら証言者、そして公証人は証言とその記事に信憑性を与えることに留意した。証言者が特定の人物から伝え聞いた場合には、通例その名は伏せられるが、インフォーマントの所在地、身分などが記された。またうわさが人々の口に上っている場所（都市）が明記されたように、調査委員会、公証人は、可能な限りうわさの地理的広がりこそ

⁶ Protokolle der Zeugenverhöre über die Anklagen gegen Johann XXIII., 1415 Mai 13 - 23, ACC IV., S. 758-891. この文書の伝来写本については、編者 H・フィンケの解説を参照。Ebenda, S. 758-762.

⁷ B. Anklageartikel und Zeugenaussagen gegen Johann XXIII., ACC III., S. 157-209.

⁸ この文書は 17 世紀にヘルマン・フォン・デア・ハルトが編纂した文書集にのみ収録されている。Magnum Oecumenicum Constantiense Concilium de universali ecclesiae reformatione, unione et fide, hersg. von Hardt, Hermann von der, Frankfurt / Leipzig 1696-1700, IV., S. 228-235. (本書は京都大学経済学部図書室蔵)

⁹ 通例俗語で流布するうわさを証言者はラテン語で証言した。Mierau, Über Gerüchte schreiben: Quellern zur Gerüchtforschung vom Konstanzer Konzil (1414-1418), in: Brokoff, J. u.a. (Hg.), *Die Kommunikation der Gerüchte*, Göttingen 2008, S. 52.

の密度を示そうと努めた¹⁰。教皇による教会財産の恣意的処分、売却に関する証言においては、挙げられた具体的な対象物件、所在場所は異例に詳しく記録された¹¹。証言者が教皇の不法行為に関わる場所に任地として滞在していたことなども、信頼性を高める事実として必ず証言記録に含められている。

留意すべきは、既述のように委員会が証言を求める告発内容はあらかじめ文書に項目化され、教皇断罪のためのガイドラインが引かれていたことである。しかもオルシニ家の枢機卿 Jordanus は、調査委員であると同時に証言者にもなり、また後述の教皇座書記局長 Hermann Dwerger は、告発項目の選定のためにドイツ・ナチオから選ばれた代表であり、かつ3度に亘り、教皇の悪しき行状を確認する証言をも行っていた¹²。それゆえ教皇ヨハネス告発項目の策定の際に既に種々のうわさを取り込まれ、教皇断罪のためのリソースとして公会議指導者に認識されていたと考えられる。むしろ、根拠としてのうわさの扱いには慎重な証言者もあり、証言が予め作られていたわけではない。また後述のように、公証人にもその記述の仕方に個性があったことも看過できない。

2 証言記録の中のうわさ

・1415年5月13日

うわさは証言聴取の第1日目、5月13日の記録において最も顕著に現れる。この日はドイツの公証人 Giseler が証言を記録した¹³。最初の証言者、サン・フルール司教 Bertrandus は、教皇ヨハネスのシモニアについて、周知のことであり *esse notorium*、おおやけに語られ *publica vox*、うわさ *fama* であると述べた。さらに司教は、教皇は極悪人であり、教会統治能力がなく、自己矯正不能(自分の過ちを正せない *incurrigibilis*)であることについても、*publica vox et fama* と証言した¹⁴。第2の証言者、ライデンの聖パウロ教会参事会員 Johannes de Molino は、教皇ヨハネスのシモニアの汚染については、証言者の地域(ライデン地域)、ローマ教皇庁、そして証言者が訪れたあらゆる場所でおおやけに語られ、うわさになっており、教皇が教会運営をおろそかにし、無気力、無能力であることについても同様である。これらのすべての悪行について教皇は自己矯正不能だと、おおやけに語られるのを聞いたと証言する¹⁵。3人目のナルボンヌ司教区の副修道院長で教会法学者の Ermengaudus de Casseriis は、教皇のシモニア、悪しき行状(怠慢、無能力)について、フィレンツェ、自分の滞在地であったオクシタニアなど、あらゆる場所でおおやけに語られうわさされているとして、うわさの場所をより詳しく特定して述べる¹⁶。4人目の教皇文書書記・抄録官

¹⁰ e.g. ACC IV., S. 871.

¹¹ ACC IV., S. 891, Art. 36 ; Mierau, a.a.O., S. 58.

¹² Jordanus: ACC IV., S. 762, 770, 772, 787ff, 814. Dwerger: ACC IV., S. 766-770, 793, 797.

¹³ ACC IV., 762-766.

¹⁴ ACC IV., S. 762f.

¹⁵ ‘...quod audivit publice dici’, ACC IV., S. 763.

¹⁶ ACC IV., S. 763-764.

magister Nicolaus de Hubanco の証言は、教皇のシモニアに関するおおやけの語り、うわさでは、ローマ、フィレンツェ、ボローニャその他では不相応の者に聖職禄が売られ、また金銭を納めない聖職者は昇任の見込みがなく、教皇のシモニアにより神の教会は著しく卑しめられている。教皇による教会財産の浪費については、とくにローマ、ボローニャにおいて金銀の財物、(ボローニャの) グレゴリウス (参事会) 教会、ペトロニウス教会の収益が売却され、こうした財産処分により教会は貶められた。教皇の自己矯正不能はおおやけに語られうわさになっており、また幾人かの枢機卿からも聞いた、と続く¹⁷。5人目の証言者ミニアック司教区の聖職者 Guillelmus Chanalis は、教皇によるシモニアの汚染については、ローマ、ボローニャ、マントゥヴァ、フェラーラ、そして証言者が訪れたすべての場所で、おおやけに語られうわさになっており、教皇ヨハネスは悪名高いシモニストであり、金銭を提供するあらゆる者に聖職禄を売却しているなどと証言した¹⁸。

実のところ証言聴取の初日である5月13日には未だ告発項目リストが完成しておらず、シモニア、教会財産乱用・浪費、悪しき教会運営、公会議からの逃亡など大雑把なカテゴリによる証言聴取が行われた。何れにせよ、証言者はこうした教皇ヨハネスの行状を「真実 *verum*」として肯定する際に、おおやけの語りとうわさ *publica vox et fama* を根拠とし、またそうした語り・うわさを聞いた場所を具体的に挙げ、信憑性を与えようとしている。こうした証言を記述する公証人の筆致はシンプルで定型的だが、証言者はしばしばこれに、自身の見聞による情報や陳述を加えている。シモニアや教会財産の恣意的処分、浪費については証言者の居場所など身近な場所、地域の見聞、事実が付言される。但し5人目の証言者は、「自己矯正不能」といった教皇ヨハネスの性状については、「何も聞いていない *nichil audivisse*」と述べているように、オーラルな情報を持たないことについては、正直に返答している。しかし総じてこの初日の証言は教皇の悪行に対する不満や批判に満ちており、これらを *publica vox et fama* との表現により、様々な地域で広範囲の人々が共有する認識として証言したのである。この定型的表現には、公証人の証言記録という、口頭情報の文字化における規範化作用の影響も考慮しなければならないが、後日の告発項目リストに沿った証言においても繰り返し現れるのは、証言者がしばしばその根拠としてこれに近い口頭表現を行ったからであろう。

・5月16日～23日

H・J・ミーラウは、3日後の5月16日の証言記録はうわさに対してより慎重な対応を示していると述べる。この日はドイツの公証人 Geseler に加え、イングランドの公証人が同時並行して記録し、口述筆記の正確を期した。ミーラウによれば彼らは *publica vox et fama* への言及には慎重であり、また教皇ヨハネスへの誹謗についてはより中立的な記述を行っ

¹⁷ ACC IV., S. 764-765.

¹⁸ ACC IV., S. 765-766.

ていると言う¹⁹。こうしたスタンスは、確かに教皇庁役人の証言に見られる。教皇文書訂正官の Johannes Basyer は教皇ヨハネスの性的逸脱行為について、一部はある軽薄な人物から聞いたが、他のことは知らないと答え、また多くの項目についても何も知らないと述べている²⁰。別の証言者は、ヨハネスは教皇位のためにシモニアを犯したかと尋ねられ、知らない、しかし僅かな者からではあるが聞いたことがあると述べた。ヨハネ騎士修道会の Philibertus de Anailsacio は、教皇ヨハネスによる前任教皇アレクサンダーの毒殺について、このうわさを聞いた多くの貴頭たちから伝え聞いたが、真実か否かは知らないとし、ヨハネスの(兄弟の妻との)近親相姦のうわさについても何も知らないと述べる²¹。しかしながらこの Philibertus を含め、この日の証言者たちも少なからぬ項目について *publica vox et fama*, *fama publica* であると述べている。前述の教皇寄りのスタンスを取るとした証言者たちも、全体として少なからぬ項目については、うわさを含めた伝聞情報を根拠に真実だとしているのである。

またこの日の証言者である上掲の Hermann Dwerg は前任教皇の死に関して、ヨハネスは教皇位を得るために殺害を策したとのうわさが様々な人々の間に強まっている *apud diversos fama valida laborat* と述べ、ヨハネスのシモニアや性的不品行については、*publica vox et fama* の表現ではなく、自ら知っている *scit*, おおやけに非難(誹謗)されている *publice diffamatus* として、具体的でリアルな事例をもって詳細に証言している。そしてうわさ自体について調査委員に問われると、彼は自分が証言したことはすべて、自身がかつてあらゆる地方や王国で人々が語るのを聞いており、こうした人々の間では *publica vox et fama* であり、共通した理解であると述べる。その上で普遍教会はヨハネスの悪しき統治とシモニア、そしてあらゆる前述の悪行により、著しく貶められていると批判する。そこで調査委員が(ヨハネスへの)憎しみについて問うと Dwerg は、述べたことは憎しみ、愛顧、愛、買収によるのではなく、純粋な真実として聞いたとおりに証言したのだと述べている²²。この激しい教皇批判の故であろうか、Dwerg は同日、別の調査委員グループにより教会法学者の臨席のもとで再び証言聴取を受け、ほぼ同じ証言を繰り返し、さらに翌 17 日にも異なる調査委員たちの前で、同じ証言を繰り返している²³。このことは調査委員会にとって Dwerg の陳述、証言のインパクトが大きく、それゆえ正確を期す必要があったことを示唆している。同じ 16 日に行われた別の調査委員グループによる証言聴取でミラノ大司教 Bartolomeo Carpa は、教皇ヨハネスが即位前に特使としてボローニャで行った苛斂誅求、抑圧、前任教皇の毒殺への関与、司牧の職務懈怠、教会財産の乱費、性的逸脱等について

¹⁹ Mierau, *Fama als Mittel zur Herstellung...*, S. 766ff; Dies., *Über Gerüchte schreiben...*, S. 54-55.

²⁰ ACC IV., S. 793-797.

²¹ ACC IV., S. 770.

²² 'Item interrogatus de fama dicit, quod de omnibus supradictis per eum est apud omnes, quos ipse unquam in quibuscumque mundi partibus et diversis regnis de hac materia loqui audiverit, fuit publica vox et fama, et ita comuniter reputatur. Item interrogatus de scandalo dicit, quod ecclesia universalis de suo malo regimine et symonia et aliis premissis valde graviter scandalizatur. Item interrogatus de odio etc. dicit, quod premissa non deposit nec dicit odio, favore vel amore seu corrupcione, sed pro mera veritate, prout sic audivit.' ACC IV., S. 769-770.

²³ ACC IV., S. 793, 797.

詳細に証言している²⁴。

このように、規定のない教皇告発の遂行において、うわさに関する証言聴取を繰り返すことは、告発のための事実を確定する手続きとして機能した。5月17日以後の証言記録において、*publica vox et fama* のフォルメルは再び頻繁に現れるようになる。そして訊問と証言は I~LXX のナンバリングされた告発項目について順に行われ、これに対する「真実」としての肯定 *esse verum* と、うわさ、周知のこと、などの根拠づけ、或いは何も知らない *nichil scire* との返答は、特別な個人的経験や見聞情報以外は、日を追うごとにシンプルで定型的になる。むしろ前述のように、ミラノ大司教らは教皇ヨハネスの性的逸脱行為など詳細な証言を行っており、また特定の告発項目に関連して、教皇ヨハネスの行状に関する自身の見聞を語る証言者は少なくない。公証人たちはそのようなインフォーマルに流通する言説を受け容れ、プロトコルとしての型を作り、フォーマルな裁判のための文書に近づけていった。この意味で証言と公証人による文書化の間には、一定の相互作用があったとも言えよう。

5月23日まで続けられる証言の記録を通覧すれば、38人の証言者の有する情報が、彼等の行動範囲やコミュニケーションの密度に応じて異なり、うわさに対するスタンスにも差異があることは明らかである。個々の項目について、何も知らない *nichil scit* との返答が目立つ証言者や、一度だけ聞いた、当てにならない人から聞いたと、伝聞情報に距離を置く証言もある。また、おおやけのうわさ以外では知らない、うわさによる以外には知らないといった、うわさへの微妙な姿勢を示す同じ証言者が、他方では、うわさにより「真実」である、など、うわさを「真実」に直結する証言をも行っている²⁵。こうした相違は告発項目の内容にもよるのであろうが、うわさという共有される言説への信頼は、とりわけ公会議の成否にかかわる問題については強固であったように思われる。なお告発項目の最後に付された第71項では、70項までの「すべてのことについて、おおやけに語られ、うわさとなり、否定できない周知のことであったし、今でもそうである」と総括しており、うわさの広がりとおおやけの語りや周知性を強固にしていることを、証言全体を貫く共通認識として確認している²⁶。個々の証言が語るうわさは、メンバーの交錯する複数の調査委員グループが38人の証言者から繰り返し聴取することにより、「真実」を確証するための重要な情報源として採用されたのである。

²⁴ ACC IV., S. 851-855. 大司教の述べるその根拠は、自らが知る故真実だ‘*verum, quia scit, quod factum fuit.*’, 自身が特定人物から聞いた、あるいは関連文書からわかる、また広く語られているなど。

²⁵ ‘*nescit nisi de publica fama*’, ACC IV., S. 805, Art. 36 (ローマでの教皇ヨハネスの数々の悪行について); ‘*sibi non constare nisi per famam*’, ACC IV., S. 806, Art. 39 (ヨハネスのローマにおける教会財産の破壊、性的不品行などについて); ‘*esse verum per famam*’, ‘*esse verum ex fama*’, ‘*de veritate et publica fama*’, ACC IV., S. 806, Art. 60, 63 (何れも教皇のコンスタンツからの逃亡について)。

²⁶ ‘*de premissis omnibus et singulis fuit et est publica vox et fama et notorietas inexcusabilis*’, ACC III., S. 209.

3 うわさ・おおやけの語り・周知性

告発内容が「真実であること *verum esse*」の根拠としてのうわさ、伝聞などオーラルな情報ソースを意味する文言としては *publica vox et fama* の他にも、おそらく口頭証言に対応した以下のような様々なヴァリエーションがプロトコルに見られる。

「おおやけの(人々に知られた)うわさ(語り)により」、「(多くの人々からの)見聞、伝聞により」、「周知のことであり」: ‘*de fama*’, ‘*ex fama*’, ‘*de fama publica*’, ‘*de visu et auditu*’, ‘*de auditu a pluribus*’, ‘*de fama communi*’, ‘*de notorietate*’, ‘*de publica voce et fama et communi reputatione*’, ‘*quod dicebatur publice et notorie*’

「多数の(様々な)人々から聞いた」「人々(民衆)が語っている」「おおやけの、民衆のうわさにより」: ‘*audivit a pluribus*’, ‘*audivit a pluribus et diversis personis*’, ‘*publice et communiter audivisse*’, ‘*vulgus dicit*’, ‘*refert se ad famam publicam et vulgarem*’, ‘*prout communiter dici*’

「周知のうわさと多数の人々の経験により」「おおやけのうわさと事実の周知により」: ‘*ex fama notoria et experi(g)encia multorum*’, ‘*ex fama publica et notorietate facti*’

「真実であり、おおやけにされ、周知のこと」「世界中に知られていること(ゆえに真実である)」: ‘*esse verum, publicum et notorium*’, ‘*esse verum, quia est notorius per totum mundum*’, ‘*notorium per universum orbem*’.

これらの文言は「大衆(の) *vulgus, vulgaris*」も示唆するように、教皇ヨハネスの悪しき行状に関するうわさが社会の広い階層に及ぶ多数の人々の間で語り伝えられ、共有されていることを示唆するもの、少なくともそのように意図して用いられた表現であろう。このようなオーラル・コミュニケーションへの信頼と、それがもたらす周知性自体が、語られたことを「真実」と見なす根拠とされたのである。それは「真実の」「おおやけの」「周知の」を同格に記した(*hoc esse*) *verum, publicum et notorium* という文言からも読み取れる²⁷。先にも触れた、訴訟において教皇ヨハネスへの断罪判決の根拠を示すために作成され、70の告発項目ごとに証言の抜粋・要約を記した文書「ヨハネス23世に対する告発項目と証人証言」では、訴訟のスムーズな進捗のために、証言記録の文言が公証人により取捨選択された。簡略な記述のため、教皇の性的スキャンダル、不法行為に関する詳細な証言内容は省かれているが、口頭情報の広がり立証の重要なポイントと見なされた。この文書ではうわさ *fama* よりも、上掲の‘*esse verum, quia est notorius per totum mundum*’, ‘*notorium per universum orbem*’ など周知性を示す表現が好んで選択されているようにも見える。しかし実際には *publica vox, fama* と *notorius, notorie, notorietas* は対にして用いられることもあり、証言者や公証人にとっては、密接な関係を持つ概念であったと考えてよい²⁸。

²⁷ ACC III., S. 161, 164, 172, 176, 183, 188, 193, 199, 205, ACC IV., S. 872, 879.

²⁸ ‘*de fama et notorietate*’, ACC III., S. 166., ‘*hoc est publica vox et fama et notorium*’, ACC IV., S. 821, ‘*notorium et famam publicam*’, ACC IV., S. 771.

4 うわさと「公共圏」

このようにしてコンスタンツ公会議では教皇ヨハネス断罪のために、いわば見え隠れするオーラルな情報のネットワークが、オフィシャルな証言聴取の場でオープンにされた。証言において根拠として語られたうわさは、教会法学者をも加えた委員会において、信頼性を欠く情報として排除されることはなかった。人々に広く知られ、おおやけに語られたことは、「真実」を確認する手掛かりとして裁判手続きにおいて重要な役割を与えられた²⁹。人々の共通の関心事をめぐるうわさは随所に広がり *per mundum*、周知、共有知に至る。古今を問わず、うわさは権力を批判し、揺るがす。教会分裂という事態は全キリスト教徒の司牧・救霊を危機に陥れる。個々のキリスト教徒の救済にとって、対立する教皇たちの悪行・不品行は重大な問題であった。それゆえ教会統一を妨げる教皇の犯罪的行為を暴く人々のうわさは、「神の声 *vox Dei*」と観念された。うわさは教皇の過ちをおおやけにし、当時流布していた文書・書簡等からは「キリスト教世界の公益」のための言説空間が浮かび上がる³⁰。ここではうわさの広がりとポテンシャルに注目し、このようなコンスタンツ公会議時代の濃密なコミュニケーション空間を、中世的な「公共圏」として考えてみたい。

公会議時代のうわさが「公共圏 *Öffentlichkeit*」形成に寄与したことを強調したのは、H・J・ミーラウである。ミーラウは、救済という「公共福利」を目的とするキリスト教世界はそれ自体「普遍的公共圏」であり、公会議時代のうわさに現れる（半ば世俗的な）「部分公共圏」もこの「普遍的公共圏」に統合されると述べる³¹。しかし15世紀の「政治的公共圏」の歴史的意味を論じるには、同時代の政治社会におけるコミュニケーション空間の構造をも理解する必要があるだろう。そのためには、当時流布した学識者、人文主義者の文書、書簡、論争文書、風刺作品、年代記など様々なテキストをも視野に入れる必要があるのだが、ここではさしあたり次の点のみ指摘しておきたい³²。即ち、「市民的公共圏」とは異なる

²⁹ Ch・ウィッカムによれば中世盛期トスカナ都市において *publica fama* は「隣人たちの共通の語り」、即ち誰もが知っており社会的に信頼できるものとして、訴訟において重要な位置を占めたと述べ、その背景として市民社会における公共意識の重みを指摘する。T・クーンは中世後期フィレンツェの法廷においても *fama* が個人や集団の法的地位（能力・資格）の要素として機能したと述べる。Wickham, Ch., *Fama and the Law in Twelfth-Century Tuscany*, in: Fenster, Th. / Smail, D. L. (ed.), *Fama. The Politics of Talk & Reputation in Medieval Europe*, Ithaca / London 2003, pp. 15-26; Kuehn, T., *Fama as a Legal Status in Renaissance Florence*, in: *ibid.*, pp. 27-46.

³⁰ 何れも1415年初に現れた匿名著者による、3教皇の不法と教皇庁の腐敗を嘆き、教皇の罷免、新教皇の選出による教会統一を王ジギスメントに訴える文書や、教皇の義務、シモニアなど不正の是正と教会の改革、公会議の規則的開催とこれを怠った教皇の厳罰、キリスト教世界の平和のための課題等を詳細に記した文書については以下を参照。ACC III., S. 66-74; Miethke, J. / Weinrich, L. (Hg.), *Quellen zur Kirchenreform im Zeitalter der großen Konzilien des 15. Jahrhunderts*, Bd. 1: Die Konzilien von Pisa (1409) und Konstanz (1414-1418), Darmstadt 2015, S. 306-335.

³¹ Mierau, a.a.O., S. 278-282.

³² コンスタンツ公会議にはパリ、ケルン、ヴィーンなど主要な十数の大学からの代表団、会議運営に活躍したフランチェスコ・ツァバレッタ、ピエール・ダイイ、ジャン・ジェルソン、ギヨーム・ド・フィラストルなどアルプス南北にわたる多数の神学者、法学者、人文主義者、またジギスメント王の使者としても活躍したオスヴァルト・フォン・ヴォルケンシュタインなどの詩人、著述家が来訪、長期滞在し、対話、著作朗読、写本作成、頒布等により、全欧的な知識人の交流が促された。Miethke, J., *Die Konzilien als Forum*

り、公会議時代の「公共圏」は一元的ではなかった。しかし教会分裂という危機を克服するための議論により活性化されたコミュニケーション空間においては、政治（教会）エリートのコミュニケーションの場である公会議には直接発言する能力、権限のない非エリート層にも、うわさを語り、その媒体となることにより、公会議をとりまく「公論」形成への関与が可能になった。換言すれば、既成の「政治的公共圏」に直接ことばを発することができない人々のうわさという陰の言説ネットワークが、公会議を主導するエリートの言説空間と接触し、両者のインタラクションの生み出す「公論」が、教会統一という公会議の課題遂行を促したのである。

一般に政治的言説の力は話者の地位に依存していたが、前述のように「うわさ」が不特定多数の人びとにより語られ広がると、（出所不明ゆえ）話者の地位に関わらない重みを帯びた。証言者はうわさを語る人物の名を挙げることはなかった。このことは中世のコミュニケーションとメディアの視点からも注目すべきである。通例、言説、即ちオーラルな情報の政治的重要性は、文字メディア（文書）に移される場合でも、またそうでなくとも、話者である人間の身体、パーソナリティとの結合により認識された。しかしうわさは、テキストや話者からも自立した語り、声のメディアとして流布し、インパクトを持ち、政治的機能をも獲得する。それはアノニムな人々、「民衆」という集団と結合した言説の重みだと言えようか。

ここで考慮すべきは、公会議における教皇ヨハネスの断罪という政治過程において、うわさは公証人（公会議書記）により証言記録へとテキスト化されたが、この文書は公会議全体に対して直接公開されることはなく、最終的に 54 項目に短縮された教皇断罪文書として 5 月 25 日の全体会議 *sessio generalis* で読み上げられたことである³³。この文書では教皇の性的醜聞など 14 項目が削除され、証言内容は殆ど省略されている。このことをミールウは、うわさが裁判（証言聴取）というオフィシャルなプロセスで語ったことが「公共圏」に対して再び隠され、「公共圏」が周知するはずの批判的言説は公会議の閉じた空間に密閉されたと述べるのだが、いささか性急な論法である³⁴。証言記録のうわさがこの公式文書に直接採録されなかったことは、全体会議用の公式報告文書としての性格や、教皇ヨハネスによる判決受容への配慮からも理解できる³⁵。しかしこの文書の 3ヶ所で、既述の告発内容はおおやけの語り、うわさ、周知のこと、あるいは全ての人々の共通の見解である

der öffentlichen Meinung im 15. Jahrhundert, in: *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 37, 1981, S. 754-768; Frenken, A., *Gelehrte auf dem Konzil. Fallstudie zur Bedeutung und Wirksamkeit der Universitätsangehörigen auf dem Konstanzer Konzil*, in; Müller / Helmrath (Hg.), a.a.O., S. 112-114. 学識者、人文主義者の交流はバーゼル公会議でも同様に、かつより長期間に亘って見られた。

³³ *Magnum Oecumenicum Constantiense Concilium de universali ecclesiae reformatione, unione et fide*, Bd. 4, S. 228-235. その後 29 日の全体会議でヨハネス(及びグレゴリウス 12 世、ベネディクトゥス 13 世)の罷免判決が下された。31 日には公会議の使者がラードルフツェル滞在のヨハネスに(告発内容と)判決を伝え、ヨハネスはこれを受け容れた。*Chronik des Konstanzer Konzils 1414-1418 von Ulrich Richental*, hersg. von Buck, S. 57-58.

³⁴ Mierau, a.a.O., S. 267.

³⁵ このことは文書を刊行したハルトも指摘する。*Magnum Oecumenicum Constantiense...*, S. 228-229.

と記され、最後の第 54 項では項目全体について同様に述べられている。さらに文書の末尾では、各項目が枢機卿、高位聖職者、学識者、多くの有力者たちにより確認され、彼等の陳述、証言は公会議書記（公証人）の目録中に保持されていると記されている³⁶。このように最終報告文書においても、うわさ、人々の語りに現れる「公論」の重要性は明記されていた。ゆえに告発項目の設定から教皇断罪の根拠の確認、最終報告書の公開に至るコミュニケーションの過程を通して、うわさが決定的な意義を有したことは明らかである。また、社会に広がる関心事が生み出すうわさは、証言聴取のようなオフィシャルな（教会）政治化のプロセスに全てを絡め取られることはなく、従来通り、半ば隠れたコミュニケーション・メディアとしてのエネルギーを失うことはなかったと思われるが、このことの検証は次の課題である。

展望

コンスタンツ公会議の内外における学識者（著述家）、政治・教会エリートと（民衆）社会を媒介する言論ネットが「公共圏」を形成したのではあるが、キリスト教世界の危機的状況にあって数千～（延べ）数万人が一都市に集まり、協議、交渉するという異例のコミュニケーション環境において現れたという意味では、この「公共圏」が状況対応的 ad hoc な性格を有したことは否定しがたい。しかし長期のタイムスパンで見れば、教会改革の議論がバーゼル公会議へと継承される中で、教権・聖職者への漠とした不満・批判はオーラル、リテラルなメディアにより社会の言説としても潜在し、ときには顕在化しつつ宗教改革への伏線をなしたと考えられる。また別稿で論じたように全（西）欧的事件でなくとも、中世後期には様々な地域において、政治社会を貫く案件をめぐる広範囲な人々のコミュニケーション・ネットが生み出されていた。そうした状況から地域的レベルでの公共性が意識される事例をも検証することにより、「多元的な公共圏」の視座から中世後期ヨーロッパの政治と社会のダイナミズムを明らかにすることができるのではないだろうか³⁷。本稿では「うわさの操作性」、「フス問題」など公会議の多様なトピックに関するうわさ、同様に *publica vox et fama* を参照しつつ行われたベネディクトゥス 13 世の罷免訴訟、プロセッションなどリチュアルによる公会議の都市空間における表象、市民との関係、ドイツ王ジギスムントによるフランス、スペイン諸王、イングランド王との現地での交渉等の会議外での政治的コミュニケーションなど、言及できなかった論点も多々あるが、稿をあらためて論じたい。15 世紀の公会議関連史料は、中世後期の「公共圏」を考えるための豊かな鉱脈である。

（京都大学名誉教授）

³⁶ Ebenda, S. 232, Art. 26, S. 233, Art. 31, S. 235, Art. 53, 54.

³⁷ 拙稿「中世後期ドイツの政治的コミュニケーションと秩序－権力表象と同盟・ネットワーク」（高田京比子他編『中近世ヨーロッパ史のフロンティア』昭和堂、2021 年）を参照。